

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	熊谷寄居線
供用開始の区間	深谷市本田字上宿四二六六番一地先から 同市本田字前八幡四二七七番一地先まで
供用開始の期日	令和六年六月二十八日
備考	平成二十四年一月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第三号及び令和四年十二月九日付け埼玉県熊谷県土 整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長九十・八三メートル